

[事案 28-105] 転換契約無効請求

・平成 29 年 1 月 6 日 裁定終了

<事案の概要>

3 回行った転換について、1 回目、2 回目は契約した覚えがなく、3 回目は、募集人から虚偽の説明があったこと等を理由に、当初の保険契約の復旧等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 52 年に契約した定期保険特約付養老保険を、昭和 61 年、平成元年、平成 11 年に転換したとされているが、1 回目、2 回目の転換時の申込書の署名は自己の筆跡ではなく、また、3 回目の転換は、募集人の虚偽の説明によるものであったので、3 回の転換を取り消し、転換前の昭和 52 年当初の保険契約に戻すとともに、同契約にもとづき満期保険金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

1 回目、2 回目の転換時の申込書の署名はいずれも申立人によるものであり、3 回目の転換についても募集人の説明に不備はないので、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、手続き・説明が適正に行われたかどうかなど、契約転換時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、1 回目、2 回目の転換契約が偽造により無効であるとは認められないこと、3 回目の転換についても無効であるとは認められないこと、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。